

条例の考え方と条例（素案）の概要

主な現状と課題

・性の多様性についての差別、偏見
 (例) 差別的な発言、いじめや自殺念慮につながるなどの指摘もある、本人の同意なく情報を暴露（アウトティング）など

・家族や身近な人に相談できない
 ・情報が得られる、相談できるところが必要 など

社会における制度、慣行、施設等での困難 など

性自認（T）に関わる困難（例：性別欄、面接、制服、施設、医療資源）

性的指向・性自認に関わる困難（例：家族同様の扱いされない）

課題の解消・解決

社会全体（県民）の理解を深めること

相談や情報提供などの支援による不安の解消

地域、学校、職場など暮らしにおける困難の解消

めざす社会

差別や偏見などのない人権が尊重される、性の多様性（性的指向・性自認の多様性）が尊重される社会

多様な性に関わらず誰もが安心して自分らしく暮らせる社会

誰もが参画・活躍できるダイバーシティ&インクルージョン社会の実現へ

住みたくある地域、三重へ

◆今こそ未来に向けて社会全体で取り組むべき

<社会情勢の変化>
 ・SDGs（誰一人取り残さない）
 ・ダイバーシティ推進
 ・ハラスメント規制法等

条例の目的・基本的な施策

基 本 的 施 策	啓発・広報	県民への啓発・広報活動 研修（県義務、行機機関（県除く）、学校、事業者の努力義務）
	人権教育	学校教育 社会教育
	相談対応等	県民向けの相談窓口 相談機関のネットワーク 救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務）
	社会生活・社会参加における対応	学校における安心して学び、育つ環境づくり（努力義務） 安心して働ける就労環境の整備をするための支援（努力義務） パートナーシップ制度（導入の場合）
	事業者等への支援	学校・事業者への啓発・相談にかかる支援（県義務） 優良団体（事例）の顕彰
責 務	県	県施策における配慮、基本計画策定（県義務） 県民等は理解を深める努力 就労環境及び事業活動での努力 教育活動での努力 市町等との連携・協力
	県民 事業者	
性 の 多 様 性 に 関 す る 共 通 認 識	教育に携わる者	◇性の多様性に関する差別等の禁止（共通認識として明示） ○性の多様性の尊重・個人を平等に尊重 ⇒性の多様性を理由とした差別をしてはいけない ○表明は本人の自由 ⇒カミングアウトの強制及び禁止はしてはいけない ○情報共有には本人同意が必要 ⇒本人の同意なく情報を暴露（アウトティング）してはいけない ※偏見によって差別が起こる場合や、SNSやインターネット上での差別などについて、どう規定、整理していくべきか課題
	市町等との連携・協力	
基本 計画	・取組については、基本計画を定め、その状況を毎年、議会で報告する。 ※男女共同参画基本計画を、当該条例に基づく計画としても位置付け、毎年の計画のPDCAは男女共同参画審議会を実施するとともに、議会へ年次報告を行う。	

※性的指向・性自認に加え、性表現を明記するかどうか。

具体的な取組について
 ※基本計画（男女共同参画計画・実施計画）で位置づけるなど、検討していく

- ・大人への啓発（例：啓発方法の工夫）
 (例) 管理職研修、保護者(PTA)への啓発
- ・人権教育の充実
- ・県民向けの相談窓口設置と対応充実
 (例) 各種媒体による相談検討
 相談された側も相談できるよう周知の取組
- ・救済につながるよう必要な情報の提供
 (例) 法律、医療、労働関係など
- ・性の多様性が尊重された誰もが過ごしやすい環境づくりに向けた取組
 (例) 学校生活での対応
 (例) 職場での対応（職員・社員対応）
 (例) どんなトイレがいいのかを示す
 (例) パートナーシップ制度導入（導入の場合）とサービス適用拡大の働きかけ
 (例) 県施策での対応（さまざまな分野）
 (例) 表彰制度 など

条例(素案)の考え方

資料 1 - 2

※以下は、現段階での条例素案の考え方であり、検討会議における議論、各方面への意見聴取、関係機関との協議、法制上の確認などを通じて、今後、内容を精査、検討し、県議会等での説明、パブリックコメント(10月)を実施する予定です。

「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)」

(1) 条例の目的・めざす社会について

前文

〈主な要素例〉 ※第1回検討会議の委員発言・文書意見等を参考

- 県では、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて取り組んでいる。
(一人ひとりの個性や能力が発揮できる、互いに思いやる包容力ある社会へ)
- 今こそ、未来に向けて社会全体で取り組むべき
(社会情勢の変化 SDGs誰一人取り残さない、ダイバーシティ、ハラスメント規制法 等)
- 性の多様性については、県民全体の課題(人権課題)、社会としての対応が必要
- 差別、偏見などのない社会をめざすことを条例の目的として、明示することが必要
- 性の多様性も含めた多様性の尊重、多様性を認め合う社会づくり
- 誰もが自分らしく、安心(命を重んじる)できる、暮らしやすい社会づくり
- 性の多様性への理解を深め、課題の解決(解消)を図る
- 当事者の生きづらさから県外へ流出。三重に住みたいと思ってもらえるような地域へ

なお、条例の名称については、一人ひとりの性の多様性が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくりを三重県全体で進めるなど、その目的を表すわかりやすい名称を考えています。

1. 目的

この条例は、性的指向及び性自認の多様性(以下これらを「性の多様性」という。)が尊重される社会の推進に関する基本理念を定め、県、県民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、もって、全ての人の性の多様性が尊重され、多様な生き方を認め合うことで、誰もが安心して暮らすことができる社会(以下「性の多様性が尊重される社会」という。)の実現に資することを目的とする。

<趣旨等>

条例の制定目的を明らかにし、条例の全体像を示しています。条例制定の目的は、性の多様性が尊重され、多様な生き方を認め合うことで、誰もが安心して暮らせるなど、性が多様であることが当たり前となる社会をめざすことにあります。

2. 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 【性的指向】 恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 【性自認】 自己の性別についての認識をいう。

※パートナーシップ制度を位置づける場合には、次の定義を設ける。

- 三 【パートナーシップ】 2人の者が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。

<趣旨等>

条例において基礎的かつ重要な用語を挙げています。性的指向は、恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいい、異性愛、同性愛、両性愛、無性愛などさまざまです。性自認は、自己の性別についての認識をいい、出生届や戸籍上の性別と異なる場合もあります。

3. 基本理念

性の多様性が尊重される社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 性的指向及び性自認にかかわらず、個人として平等に尊重されること。
- 二 性的指向及び性自認にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が発揮できること。
- 三 性的指向及び性自認にかかわらず、多様な生き方を選択できること。

<趣旨等>

性の多様性が尊重され、性的指向及び性自認にかかわらず誰もが安心して暮

らせる社会の実現のために必要な基本的な理念として上記の3つを掲げます。

(2) 責務・基本計画について

4. 県の責務

県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県が実施する施策において、性の多様性に配慮するものとする。

二 県は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本計画を策定し、実施するものとする。

三 県は、国及び市町が実施する性の多様性に関する施策について協力するものとする。

<趣旨等>

県は、実施する施策において配慮するとともに、当該条例に掲げる、人権教育、啓発・広報、相談対応等、社会生活・社会参加における対応等の基本的な施策に関して、次期男女共同参画基本計画及び実施計画に取組を位置づけ、総合的かつ計画的に実施していくとともに、国及び市町の施策に協力していきます。

5. 県民の責務

県民は、性の多様性に関する理解を深め、社会のあらゆる分野における活動において、性の多様性が尊重される社会を実現するよう努めるものとする。

二 県民は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<趣旨等>

県民の責務として、理解を深めること、社会の一員として性の多様性が尊重される社会の実現への努力、県の施策への協力をうたいます。

6. 事業者の責務

事業者は、性の多様性に関する理解を深め、就労環境及び事業活動において、性の多様性が尊重される社会を実現するよう努めるものとする。

二 事業者は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<趣旨等>

事業者の責務として、理解を深めること、従業員の就労環境とサービス提供や製造等の各事業活動において性の多様性が尊重される社会の実現への努力、県の施策への協力をうたいます。

7. 教育に携わる者の責務

すべての教育関係者は、性の多様性に関する理解を深め、教育活動において性の多様性に配慮し、教育を通じて性の多様性が尊重される社会を実現するよう、努めるものとする。

<趣旨等>

教育に携わる者の責務として、理解を深めること、それぞれの教育現場において、配慮し、多様性が尊重される社会の実現に向けて努めることをうたいます。

8. 市町等との連携協力

県は、性の多様性が尊重される社会を推進するための、性の多様性に関する施策の実施にあたっては、市町及び関係機関に協力を求め、連携するよう努めるものとする。

市町の責務を設ける場合（市町との今後の調整が必要である）

市町は、基本理念にのっとり、市町が実施する施策において、性の多様性に配慮するよう努めるものとする。

<趣旨等>

県は、当該条例に掲げる、人権教育、啓発・広報、相談対応等、社会生活・社会参加における対応等の基本的な施策に関して、市町や国の機関（例：法務局・労働局）をはじめとした、相談機関、民間サービスの協会などの関係機関の協力が必要であり、市町や関係機関に協力を求め、連携に努めることを規定します。

(3) 性の多様性に関する共通認識について

9. 性の多様性に関する差別等の禁止

- 一 何人も性的指向又は性自認を理由に差別をしてはならない。
- 二 何人も性的指向又は性自認に関して、その表明を強制し、又は禁止してはならない。
- 三 何人も本人の同意を得ずに、性的指向又は性自認に関する情報について暴露してはならない。

○社会の共通認識となるよう明示。理解を深めていただくため条例の逐条解説を作成し、条文の趣旨について啓発・広報を図る

⇒「してはいけないこと」の理由、どのような行動をとるべきかについて、説明することでより理解を深めてもらう。

- ① 性の多様性をふまえ、個人を平等に尊重
→何人も性的指向又は性自認を理由に差別をしてはならない。
- ② 性的指向又は性自認の表明は、本人の自由
→何人も、その表明を強制し、又は禁止してはならない。
- ③ 性的指向又は性自認に関する本人の情報については、本人の同意を得て、その範囲で情報を伝える
→何人も本人の同意を得ずに、情報を暴露してはならない。

【課題】

偏見によって差別が起こる場合や、誹謗・中傷などについてはどうなのか、また、今社会でおこる SNS 及びインターネット上での差別などについて、条例においてどのように規定、整理していくべきかについて、課題と考えています。

<趣旨等>

全ての人の性的指向及び性自認の多様性が尊重されることが重要であり、性のあり方を理由とした差別は決して許されるものではありません。

また、社会の偏見や差別がある中、LGBT等の当事者にとっては、本人の性的指向や性自認を誰かに伝えるかどうかは、極めて切実かつ重要な問題であることを、誰もが認識しておく必要があります。

性的指向又は性自認についてカミングアウト（本人自身が、自発的に他者に知られていない自らのことを公にすること）をするか、しないかは本人の自由です。

カミングアウトの内容を本人の許可なく、他の人に伝えること（アウトティング）

はしてはいけません。

「カミングアウトの強制（及び禁止）やアウティング」は、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、「性的指向又は性自認を理由に差別をしてはいけない」ということとともに、「カミングアウトの強制（及び禁止）やアウティングはしてはいけない」ということが、社会の共通認識となるよう、明示します。

一方で、伝えられた者が、どうしていいかわからない場合なども想定されることから、本人の確認や同意がとれれば、その範囲で情報を伝えていいということや相談先などの周知も必要です。

あわせて、情報を伝えられた者、相談を受けた者も、相談機関等へ相談できる環境づくりを進めることが重要です。

(4) 基本的施策について

10. 啓発及び広報

県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、性の多様性が尊重される社会の実現に資する県民等の自発的な活動を促進するために必要な啓発及び広報を行うものとする。

二 県は、職員に対し、職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう、9. 性の多様性に関する差別等の禁止に関する事項を含めた必要な研修などの啓発を行うものとする。

三 行政機関（県は除く）は、職員に対し、職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう、9. 性の多様性に関する差別等の禁止に関する事項を含めた必要な研修などの啓発に努めるものとする。

四 学校設置者は、学校の職員及び教員職（以下これらを「職員等」という。）に対し、職員等が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう、9. 性の多様性に関する差別等の禁止に関する事項を含めた必要な研修などの啓発に努めるものとする。

五 事業者は、当該事業所の従業員に対し、従業員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう、9. 性の多様性に関する差別等の禁止に関する事項を含めた必要な研修などの啓発に努めるものとする。

※県、行政機関、学校などの言葉の定義づけが必要

（例）県は、県教育委員会を含む

<趣旨等>

県民、事業者等が、その責務を果たすため、県として必要な啓発、広報を行うことを定めます。社会の中で、LGBT等の当事者を支援したり、当事者とともに活動するアライ（同盟者）の存在が増えることは、性の多様性が尊重される社会の実現につながっていくものと考えられ、県民等の活動を促す啓発・広報も重要です。

県は行政サービスを行う上で、職員が性の多様性に関する知識を持ち、適切な行動をとれるよう、研修、啓発を行うことを規定します。県では職員ガイドラインの活用などで、職員への周知を図ります。

また、行政機関（県を除く）、学校、事業者は、その組織内での研修、啓発に努めることをうたいます。

それらの研修、啓発にあたっては、**9. 性の多様性に関する差別等の禁止**を、踏まえることを規定します。

11. 人権教育

県は、学校設置者等と連携し、学校教育及び社会教育において、性の多様性に関する人権教育を推進するものとする。

<趣旨等>

県が、学校、生涯学習施設などで、性の多様性に関する人権教育の推進を図ることを規定します。

12. 相談対応等

県は、性の多様性に関する県民等の相談に対応するための窓口を設置し、その周知を図るとともに、関係機関と連携し、適切な相談対応及び必要な情報提供を行うものとする

二 学校設置者及び事業者は、児童生徒及び職員等並びに従業員が、性の多様性に関する相談ができるよう適切な対応に努めるものとする。

<趣旨等>

県男女共同参画センター「フレンテみえ」におけるLGBT電話相談件数は年々増加し、LGBTなどの当事者はさまざまな不安や困難を抱えられている状況にあります。

また、当事者からの相談だけでなく、学校、職場、家庭、地域などで当事者から相談を受けて対応に苦慮している方からの相談も増加することが考えられます。

相談を受けるとともに、必要に応じて情報提供や他の機関（法律関係、労働関係、医療関係）を紹介するなど、丁寧な相談や救済につながる対応が必要です。

相談窓口の周知を図るとともに、相談の声など蓄積し、今後の施策に反映させていくことも重要です。

また、学校及び事業者は、児童生徒及び職員等並びに従業員が、性的指向及び

性自認の多様性に関する相談ができるよう、適切な対応に努めることを規定します。

13. 社会生活及び社会参加における対応

県は、性的指向及び性自認を理由とした社会生活及び社会参加における困難の解消を図るため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 学校設置者と連携し、性的指向又は性自認にかかわらず児童、生徒等が安心して学び、育つ環境づくりに努めること
- 二 関係機関等と連携し、事業者が、性的指向又は性自認にかかわらず誰もが安心して働ける就労環境の整備をするための支援に努めること

※パートナーシップ制度を位置づける場合

- 三 性の多様性に関する施策として、パートナーシップ制度を設けること

<趣旨等>

当事者が学校や職場をはじめ地域社会で安心して暮らせるよう、性的指向又は性自認の多様性を理由とした社会生活・社会参加の上での制度や慣行などの困難の解消に向けて、県はさまざまな主体と連携して、社会全体で取り組むことが必要です。

※パートナーシップ制度を導入する場合

導入をするのであれば、条例で位置づけ、住民の代表である議会で議論（変更にも議会承認が必要である）のうえ導入することで、市町、県民、事業者等にサービス適用の拡大を呼びかけ、当事者の暮らしやすさや社会の理解促進につなげることが考えられます。

例えば、対象については、性の多様性に関する条例であるので、事実婚（千葉市などは対象）は対象外とした上で、幅広く支援できるよう、一方がLGBT等の当事者の場合とすることが考えられます。県内でパートナーシップ制度を導入している伊賀市（要綱根拠）といなべ市（条例根拠）との県条例の適用関係については、大阪府のように、市町と制度がほぼ同じであれば、制度導入済みの市町は対象外（適用除外）とすることが可能と考えられますが、渋谷区、港区のように公正証書など合意契約関係書類の作成を要するなど内容が違えば、受けられるサービスも異なってくるものが想定され、適用除外にしないなどの検討も必要になってきます。

14. 事業者等への支援

県は、学校設置者及び事業者が行う10. 啓発及び広報 四・五、12. 相談対応等 二について、関係機関等と連携して支援を行うものとする。

二 県は、学校設置者、事業者その他団体が行う性の多様性が尊重される社会の実現に資する積極的な取組について、顕彰することができる。

<趣旨等>

県は、国の関係機関や相談機関、市町と連携して、例えば、研修に活用するガイドラインの作成や相談員研修など、10. 啓発及び広報 四・五及び12. 相談対応等 二について、学校、事業者の取組を支援することとします。

あわせて、優良団体の顕彰制度を設けるなどし、各団体の取組の促進を図ります。

(5) その他

委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和3年〇月〇日から施行する。

各委員意見（第1回当日及び文書）概要と対応方向

(1) 条例の趣旨及び(2) めざす社会について

意見概要	対応方向
<p>性的指向・性自認は全ての県民に関わることであり、当事者には障がい者もいるなどの交差性、重層性を意識することも大事。 (第1回当日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例前文でその趣旨を記載 (性の多様性の尊重を含めた、多様性の尊重と個人の人権平等)
<p>いかなる性的指向、性自認、性表現の人も平等に権利が保障されるように人的、物的、経済的、制度的環境を整えるための条例とすべきである。 (第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な施策で、社会生活・社会参加上の困難の解消や解決を図ることを目的とした施策を規定 ・ 性表現については論点としたい
<ul style="list-style-type: none"> ・ 性の多様性への理解を広め、社会の共通課題として推進するという目的でとどめず、解消や解決までを目的とすべき。 (第1回当日) 	
<p>性の多様性の課題は、当事者のニーズという観点でなく、権利の侵害という人権課題としてアプローチ（人権基盤型アプローチ）をすべきである。 (第1回当日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例前文、基本理念は、その趣旨で記載 ・ 内容検討にあたって留意

・(2)「性が多様であることが当たり前となる(ような社会)」の実現に近道はなく、IEC(情報・教育・コミュニケーション)を通じて人々の意識を変えていく努力を粘り強く続けていくことが不可欠である一方で、よりマクロなレベルへの働きかけとして、組織や社会のシステムを「差別を許さない」、「インクルーシブな」ものにしていくことが重要である。

・(1)の趣旨においてまず、「性的指向・性自認を理由とする差別・偏見が(性別・人種・民族・国籍・門地・宗教・障がいの有無などと同様に)人権課題である」ということを明文化し、「人権課題だから取り組むのだ」ということを条例全体の基調とすることが重要であると考えている。

・これは、(1)に書かれた「当事者の抱える課題について社会が共通認識をもち」や、(4)の「理解促進」、さらには(5)の「教育の範囲」にも関連するところである。取り組むべき「課題」を「当事者ニーズ」で捉えようとすると、ニーズが多様であるというだけでなく、当事者間の意見の食い違いや対立に戸惑うことになる。さらには、「ニーズ」基盤の議論では、結果として「周囲の理解、周囲への配慮」が優先されてしまうことも多い。条例が「人権課題」としてこれに取り組む姿勢を明確化することにより、他の人権課題で培われた知見や解消に向けた方策を敷衍し、三重県が目指す「ダイバーシティ&インクルージョン」の実現につなげていくことを期待したい。

(第1回文書)

・「人権課題」として取り組む姿勢をもって、条例前文、基本理念は、その趣旨で記載するとともに、内容検討にあたって留意

<p>カムアウトする必要がない社会を(全ての課題が完全解消された社会)を目指す。</p> <p>カムアウトできる社会を目指すのは、大多数のクローゼット当事者がどう思うか？</p> <p>現状では、「したい人はできる、しなくない人はしなくてもよい」社会を目指す。</p> <p>決してカムアウトを奨励してはいけない。</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人を平等に尊重すること、カミングアウトは本人の自由であることを、9性の多様性に関する差別等の禁止とその逐条解説において明示する。 ・内容検討にあたって留意
<p>国における基本法はないが、考え方として①理解増進法 ②差別解消推進法 ③差別禁止法の3つが考えうるが、三重県の考え方は②に近いように思うが、①理解増進が望ましい。</p> <p>(第1回当日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定の趣旨として、性の多様性への理解と当事者の抱える課題について社会が共通認識をもち、県全体で取組を推進するためのものとしていくことについてはよい。「理解だけではなく、トランスジェンダーには具体的な配慮や支援が必要」 <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の基本的施策として、理解増進は重要であり、人権教育、啓発・広報、相談対応等を位置付けるとともに、社会生活・社会参加における対応について、学校、職場における環境づくりに努めることを規定
<p>県内当事者アンケートにある声をしっかり反映した条例となり、当事者も含めた誰もがすごしやすいような社会となるとよい。</p> <p>(第1回当日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で基本的施策を定めるとともに、具体的な取組については、基本計画で位置付けるなど、検討
<p>本当は三重に住みたいのに上京する当事者が、将来三重に住みたいと思える条例となるように。</p> <p>(第1回当日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例前文でその趣旨を記載 ・内容検討にあたって留意
<p>当事者の生きづらさからの県外流出や自死は県全体での損失であり、その点からも県民全体のための条例の意味付けになると考える。</p> <p>(第1回当日)</p>	

<p>命を重んじるルールとするなど、伝統や過去の前例にとられることなく、新しい条例にしてほしい。</p> <p>(第1回当日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容検討にあたって留意
<p>当事者、当事者の家族、当事者以外の三方よしの条例とするといい。</p> <p>(第1回当日)</p> <p>たとえば、誰でもトイレや、税金支払いが増えることなど、三重県全体にとって、住みやすくなることをアピールしていただきたい。</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例前文でその趣旨を記載 ・ 内容検討にあたって留意
<p>条例の趣旨は県全体で取り組みを推進していくことでいい。性が多様であることが当たり前前の社会とは、具体的には、家庭・学校・職場で差別用語または、言うてはいけない言葉（ホモ・おかま・レズ・そっち側・きもい・しね等）を具体的に提示して、絶対言うてはいけない、または、言われぬ、そして、もしも、聞いたときは（その言葉、差別用語だよ）と凛として、発言できる社会が当たり前前の社会である。</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例前文でその趣旨を記載 ・ 差別用語などの周知も含め、啓発にあたって、留意
<p>平成28年6月30日に三重県議会より提出された「性的少数者に対する差別の解消と共生社会を実現するための法整備を求める意見書」によれば、性的少数者が社会生活において「差別的な取り扱いを受けること」があり、「自殺リスクが高い」ことが指摘されている。課題について共通認識を持ち取り組みを進めていく中で、差別を無くしていく事、差別のない社会を目指す事を条例の目的として、明示的に謳う必要があるのではないか。</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例前文でその趣旨を記載

(3) 差別やカミングアウト強制及びアウティングの禁止規定と制裁について

意見概要	対応方向
<p>①性的指向、性自認、性表現を尊重しなければならない／差別的取り扱いの禁止と、②意識啓発（理解増進）を両輪として（同時進行で）県、県民、事業者の責務を定めるべきである。 （第1回文書）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性表現については論点とする。 ・9 性の多様性に関する差別等の禁止とその逐条解説で明示
<p>アウティング禁止は賛成であるが、相談された側がどうすればいいか、相談するところの周知などを考えていかないといけない。 （第1回当日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・12 相談対応等、14 事業者等への支援で、相談された場合の対応の啓発や、相談環境の充実を図る
<p>性的指向又は性自認は、デリケートなことではいけないというのが一般的になっておらず、共通認識は必要。 （第1回当日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・9 性の多様性に関する差別等の禁止とその逐条解説で明示 ・社会の共通認識として、また未然防止の観点からも明示
<p>カミングアウトの強制及びアウティングの禁止について、個人や企業・団体対象に盛り込むことには賛同するが、制裁的な手法ではなく、行政として支援（の介入を）していくべき。 （第1回当日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制裁的な手法ではなく、14 事業者等への支援を行う。制裁、制約を課すのではなく、支援、誘導的な手法

<p>個人のレベルでの禁止、罰則は冷たい社会につながりかねない。</p> <p>禁止は手段であり「差別をしてはいけない」ということと違う。大阪府は理解増進の条例であり、東京都も条例では差別禁止を明記したが、その基本計画では差別禁止を明示していない。</p> <p>(第1回当日)</p> <p>差別はいけないのは当然。禁止は「手段」の一つであって、目的ではない。先ずは、理解増進により、社会の偏見、差別を払しょくする。罰則は、差別の定義が難しい。いきなり罰則を定めては、人々を分断し、条例が完全解消の道を閉ざす可能性が高い。</p> <p>(第1回文書)</p> <p>「してはいけないこと」 = 『禁止』ではない。禁止するのではなく、してはいけないと心から思えることが大事。(精神の寛容→理解増進法案、人権文化を育む→理解増進会による経団連会館でのテーマ) 禁止ではなく、人権文化を根付かせることが肝心。</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の共通認識として、また未然防止の観点から、個人も含め 9性の多様性に関する差別等の禁止とその逐条解説 を明示するが、制約を課すのではなく、支援、誘導的な手法 ・ 基本的な施策として、教育、啓発・広報などを位置づけ
<p>アウトティング禁止等への制約については、個人と企業・団体に議論を分けるべき。制約を個人に課すのはハレーションなどもあり時期尚早である。企業団体においては議論の意味はある。</p> <p>(第1回当日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制裁的な手法ではなく、 14事業者等への支援 を行う。制裁、制約を課すのではなく、支援、誘導的な手法

<p>アウトティングを起こさない取組を考えることが重要。</p> <p>(第1回当日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反差別法(差別禁止法)が存在していない現在、条例で「禁止」を明言することには大きな意義があると考え。 ・ただし、「禁止」という文言が「カミングアウトの強制およびアウトティング」に限って使用されることによって、取り組むべき課題に優先順位がつけられる印象を与えてしまうことは避けたい。包括的に「差別の禁止」を謳い、その具体例のひとつとして「カミングアウトの強制およびアウトティング」を紹介するという形がよいのではないだろうか。 ・制裁的な手法は、「差別」に関する訴えがあった場合に、(個人に対してではなく)学校・組織・企業に対して、第三者による予防・啓発・ケアに関する調査が入り、指導を受けなければならない、といった手法も考えられるのではないだろうか。 <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・9性の多様性に関する差別等の禁止とその逐条解説で明示。制裁、制約を課すのではなく、支援、誘導的な手法 ・行政、学校、事業者については、10啓発及び広報 三・四・五で、9性の多様性に関する差別等の禁止を踏まえ、研修に努めることを規定する。 ・制裁的な手法ではなく、14事業者等への支援を行う。制裁、制約を課すのではなく、支援、誘導的な手法
<p>差別はしてはいけないことに加え、カミングアウトの強制及びアウトティングの禁止について、社会の共通認識とするため、規定していくことはいいが、制裁的な手法まで、必要ではないと思う。逆に、よいお手本のほうを取り上げて称えてほしい。</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制裁的な手法ではなく、14事業者等への支援を行う。制裁、制約を課すのではなく、支援、誘導的な手法 ・優良団体(事例)を顕彰できることも規定する。

<p>アウトティングの課題については、相談された側が、悪気なく、良かれと思ってしてしまう場合もあり「してはいけないこと（禁止）」ということを明示し、社会の共通認識とすることが必要ということ、このままを、明文化し、条例で提示をお願いしたい。相談された側の対応は、基本は、当事者が今すぐに必要としていることを当事者が相談窓口にお問い合わせしていくのが、理想と、相談された側が当事者に発言することで、当事者は前向きにそして、ひとりではないということを確認できると思う。それには、日常的に啓発周知を行うことが必要と思う。自分事・家族の事と考えることで、日常的にカミングアウト強制やアウトティング禁止の共通認識をもてると思うのでの規定をしてほしい。</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 性の多様性に関する差別等の禁止とその逐条解説で明示 ・ 啓発にあたって、留意
<p>罰則など制裁的手法は学校なども従うなど強いメッセージになると思う。</p> <p>(第1回当日)</p> <p>アウトティングがあった時に「三重県ではこういうことはしちゃダメなんだよ」と言えるようになるだけでも、共通認識は広がるし、学校などでも指導しやすくなると思います。それに、県の条例としてルール化すれば、なかなか変えづらい学校の校則も「県のルールなら」と変えやすくなるのではないかと期待している。</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校については、10 啓発及び広報 四で、教員に対して、9 性の多様性に関する差別等の禁止を踏まえ、研修に努めることを規定する。

(4) 政策のあり方 (条例の実効性)

意見概要	対応方向
<p>・ダイバーシティ&インクルージョンのインクルージョンが重要であり、難しい。人権をどう保障するのか、何を学ぶのかではなく、どう学ぶかが大変重要である。 (第1回当日)</p>	<p>・人権の保障に向けて、条例の基本的施策として、人権教育、啓発・広報、相談対応等、社会生活・社会参加における対応、事業者等への支援を規定する。</p>
<p>・県提示の取組方向である3本の柱「理解促進」「相談支援」「社会的な障壁の除去」について、差別も障壁にあるため、ここについては、「理解促進」との整理を考えられたい。 (第1回当日)</p>	<p>・条例の基本的施策として、人権教育、啓発・広報、相談対応等、社会生活・社会参加における対応、事業者等への支援を規定する。</p>
<p>・トランスジェンダーへの取組は、理解でなく、支援が重要 (第1回当日)</p>	
<p>・まずは、理解増進と相談機関の充実。社会的な障壁の除去は、条例では不十分で法に負うところが大きい。そもそも、社会的障壁については、理解増進法案にはない。なぜないかを議論する必要がある。 (第1回文書)</p>	<p>・条例の基本的施策として、理解増進は重要であり、人権教育、啓発・広報相談対応等を位置付ける。あわせて社会生活・社会参加における対応についても、学校、職場においては努力をすることについては規定する。</p>
<p>・条例に基づき、今後5年間、県はどのような計画で、何を優先して取り組むのかということも論点整理が必要である。 (第1回当日)</p>	<p>・条例で基本計画を定めることを位置付ける。</p>
<p>・条例は理念を掲げて、具体的施策の内容は、条例成立後に、指針、ガイドラインを定める。 (第1回文書)</p>	<p>・条例で基本計画を定めることを位置付ける。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村、学校、職場(企業、団体等)。自治体に責務、その他は先ずは努力義務。 大企業と中小零細企業は、区別が必要。 個人の内心の自由を侵してはならない。 <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県の義務規定に加え、行政、学校、事業者は努力義務を規定する。
<ul style="list-style-type: none"> ・企業表彰、調達制度での優遇など誘導的な手法も検討してはどうか。 <p>(第1回当日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制裁的な手法ではなく、14事業者等への支援を行う。 ・優良団体(事例)を顕彰できることも規定する。
<ul style="list-style-type: none"> ・(県や)事業者の責務を果たせない場合は、県による指導、支援(人的、物的、経済的)を受けなければならないとする。 ・環境整備状況を把握、公表することを県の責務とする。 ・性的指向、性自認、性表現に関する差別の解消について県民・従業員等の意見を集約することを県、事業者の責務とする。 <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・14事業者等への支援を行う。 ・男女共同参画基本計画を、当該条例に基づく計画としても位置付け、毎年の計画のPDCAは男女審共同参画審議会で実施するとともに、議会へ年次報告を行う。 ・県の相談窓口を設置する中で、相談の声を施策に反映していく。事業者においても相談対応に努めることを規定する。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校・組織・企業に対して「義務」を課すことにより、「実効性の確保」につなげることを期待したい。 <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、学校、事業者については、10啓発及び 広報 三・四・五、12 相談対応等 二で努めることを規定する。 ・14事業者等への支援を行う。
<p>県の物品購入先、業務委託先に対して、性的少数者に対する差別的な取り扱いをしないよう、仕様書等に明記し、要望して欲しい。</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の取組検討の課題 (県取組)

(5) - 1 広報・啓発

意見概要	対応方向
<p>県内当事者アンケート結果「家族、友人、同僚、教員、医療・看護・介護・福祉関係者による差別発言（ホモネタ、噂話）がある」への対応</p> <p>→性的指向、性自認、性表現を尊重しなければならない／差別をしてはならない（差別的言動／人権侵害の禁止）、個人情報保護しなければならないこと、意識啓発（理解増進）の機会の創出を県、県民、事業者の責務とする。意識啓発（理解増進）のための指導、支援（人的、経済的）を県の責務とする。差別をしないことを積極的に表示することを県、事業者の責務とする。</p> <p>（第1回文書）</p>	<p>・条例の基本的施策として、10啓発及び広報、11人権教育を位置づけ、県の義務を規定する。</p> <p>・行政、学校、事業者については、10啓発及び広報 三・四・五において、努めることを規定する。</p>
<p>・教育、啓発は、特に大事。</p> <p>学校は、先ずは教職員、PTA。（大人の教育が急務）</p> <p>（第1回文書）</p>	<p>・今後の取組検討の課題（大人への啓発の視点）</p>
<p>家庭には、広報誌を使って、定期的に毎年決まって、お知らせする。広報誌に加え、公共施設にLGBT人権ポスターの掲示。</p> <p>（第1回文書）</p>	<p>・今後の取組検討の課題（啓発・広報）</p>
<p>LGBT等の性的少数者が住みやすい自治体づくりを目指す事を宣言し、広く公表して欲しい。</p> <p>（第1回文書）</p>	<p>・今後の取組検討の課題（条例の周知などの発信）</p>

<p>性的少数者の来訪者も尊重したおもてなしができるよう、観光事業者等に研修、情報提供を行って欲しい。</p> <p>(第1回文書)</p>	<p>・今後の取組検討の課題 (県取組)</p>
--	------------------------------

(5) - 2 相談・支援

意見概要	対応方向
<p>・県内当事者アンケート結果「相談できない」への対応</p> <p>→相談窓口の設置(相談員の育成・増員)を県、事業者の責務とする。また相談窓口において性的指向、性自認、性表現を尊重することを積極的に表示することを県、事業者の責務とする。そのための指導、支援(人的、経済的)を県の責務とする。</p> <p>(第1回当日)</p>	<p>・条例の基本的施策として、12 相談対応等を位置づけ、県の義務を規定する。</p> <p>・行政、学校、事業者については、12 相談対応等 二で努めることを規定する。</p> <p>・14 事業者等への支援を行う。</p>

(5) - 3 教育

意見概要	対応方向
<p>・人権教育については、就学前教育からするのが当然である。</p> <p>(第1回当日)</p> <p>・県内当事者アンケート結果「学校で教えてもらえない」への対応</p> <p>→公教育機関(学校教育、社会教育)において、人権を基盤にした包括的セクシュアリティ教育を実施することを県、事業者の責務とする。県はそのための責務を負う(研究、人的、物的、経済的支援等)。</p> <p>(第1回文書)</p>	<p>・7 教育に携わる者の責務を位置付ける。</p> <p>・11 人権教育を位置付け、県は人権教育を推進する。</p>

<p>・教育、啓発は、特に大事。 学校は、先ずは教職員、PTA。(大人の教育が急務)【再掲】 (第1回文書)</p>	<p>・条例の基本的施策として、10啓発及び広報、11人権教育を位置づけ、県の義務を規定する。</p> <p>・行政、学校、事業者については、10啓発及び広報 三・四・五において、努めることを規定する。</p> <p>・今後の取組検討の課題 (大人への啓発の視点)</p>
<p>・多目的トイレ利用や頭髮の自由を認めるなど、学校から社会を変えていくことが重要である。 (第1回当日)</p> <p>・例えば条例として「学校や職場や公共の場に、誰でもトイレを設置する」 「学校の校則等を多様性を認める方向に緩和する」などの努力目標があるだけでも、困難の解消につながると思う。 「誰でもトイレ設置」などは予算が問題になるかもしれないが、一度設置してしまえば、相当長い期間使えますし、LGBT 関わらずすべての人に色んな恩恵がある。 (カミングアウトしてまで要求する当事者がたくさん現れでもしない限り、誰でもトイレはいつまで経っても実現しない。) 県のルールとしてそういう努力目標でもいいのでルールを提示すれば、トイレの設置にしても、校則にしても、少しずつでも変わる方向になるだろうし、「これから社会はこうやって変わっていくんだな」という性の多様性にとってプラスの印象を多くの人に抱かせることができるのではないかなと思う。 (第1回文書)</p>	<p>・学校において、13 社会生活及び社会参加における対応において、児童、生徒等が安心して学び、育つ環境づくりに努めることを規定する。</p> <p>・今後の取組検討の課題 (学校での対応)</p>

<p>・大人の理解が必要である。学校であれば、保護者や地域の人への教育が重要。特に50歳以上へのアプローチが必要。 (第1回当日)</p>	<p>・今後の取組検討の課題 (大人への啓発の視点)</p>
<p>・「教育の範囲について」、第1回検討会議での私の発言が、誤解を招きやすいものだったという反省にたち、コメントしておきたい。IEC(情報・教育・コミュニケーション)の重要性は言うまでもない。私が強調したかったのは、教育や研修で強調される「正しい知識、正しい理解」の危うさである。「性」に関する「事実」は、個人や社会の都合で簡単に塗り替えられてしまう。そして、科学的知見やエビデンスは、時代と共に変化するものでもある。わかりやすい例で言えば、同性愛はかつて「精神疾患」であり、治療の対象だった。「性同一性障害」という診断概念についても、WHOのICD-11(国際疾病分類第11版)では、多様なジェンダー・アイデンティティのありようが精神疾患であるという位置づけと共に、この疾患概念を削除することが決定している。「性の多様性」を「人権教育」に位置づけ、「人権とは何か」の理解を踏まえた上で、発達段階に応じた内容を検討していくことが望まれる。 (第1回文書)</p>	<p>・7 教育に携わる者の責務を位置付ける。</p> <p>・11 人権教育を位置付け、県は人権教育を推進する。</p>
<p>学校では、管理職悉皆研修の実行(管理職が変われば、必ず学校全体が変わる。) (第1回文書)</p>	<p>・学校については、10 啓発及び広報 四で、教員に対して、研修に努めることを規定する。</p>

<p>学校では、三重県は一斉に制服の配慮をお願いしたい。</p> <p>（男女兼用制服の導入または、体操服での通学 OK や、授業を受けることができるよう、安心して、学べる、通える学校となるよう、学校へ教育、指導、お願い、を取り組んでほしい。</p> <p>制服は個人が選択できるよう、タイプを増やしてみる。</p> <p>そして、トイレの配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学と高校の英語の授業で、ミス〇〇 ・ミスター〇〇と、教師が生徒を決めつけて質問しないようにする。 <p>（第1回文書）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校において、13 社会生活及び社会参加における対応において、児童、生徒等が安心して学び、育つ環境づくりに努めることを規定する。 ・今後の取組検討の課題（学校での対応）
<p>小学校高学年に出会い学習の講師として行っているが、とても良い反応があります。なので、高学年からの教育が有効的と思いますが、本来なら、就学前に絵本等で読み聞かせるのが最善と思う。</p> <p>（第1回文書）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・11 人権教育を位置付け、県は人権教育など教育を推進する。

<p>また、第一回会議で「LGBT 教育は進んでるから子どもより大人だ」という意見を頂きました。しかし、「進んでいる。」それだけで終わって、実際、現場の対応は頭髪にしても、トイレや更衣室にしても、ほぼ変わっていないのが現状。理解は増えているかもしれませんが、現実として、目の前にある障壁は一向に変わっていない。</p> <p>これだと当事者の苦痛は解消に進まないうえ、このままだと、「分かってはいるけど、自分の目の前にいないから、まあ取り敢えず配慮や支援はしなくていいんじゃない？」みたいなことを大人が暗に教えることになる気がする。そしてその結果、そういう無関心な若者を社会に排出している気がする。学校が教えるだけ教えて、配慮や支援はしない。この矛盾は社会に良い影響を与えるとは思えない。なので、学校を変える確立した条例案はよく検討していきたいと考えている。</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校において、13 社会生活及び社会参加における対応において、児童、生徒等が安心して学び、育つ環境づくりに努めることを規定する。 ・今後の取組検討の課題 (学校での対応)
--	--

(5) - 4 就労

意見概要	対応方向
<p>・中小企業への啓発が必要であるし、その啓発後に行動につながるかが重要である。</p> <p>(第1回当日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者については、10 啓発及び広報 五において、努めることを規定する。 ・14 事業者等への支援を行う。 ・今後の取組検討の課題 (中小企業への啓発)

<p>・まずは、「正しい知識の普及」による理解増進。トランスジェンダーに対する配慮と支援。 (第1回文書)</p>	<p>・条例の基本的施策として、教育、啓発・広報、相談対応等、社会生活・社会参加における対応、事業者等への支援を規定する。</p>
<p>・県内当事者アンケート結果「就職差別がある」への対応 →性的指向、性自認、性表現を尊重しなければならない／差別的取り扱いの禁止の徹底。管理職、人事担当者への研修機会の創出、相談窓口の設置（相談員の育成・増員）を県、事業者の責務とする。また、差別をしないことを積極的に表示することを県、事業者の責務とする。そのための指導、支援（人的、経済的）を県の責務とする。 (第1回文書)</p>	<p>・ 6. 事業者の責務を位置付ける。</p> <p>・ 事業者については、 10 啓発及び広報 五、 12 相談対応等 二で努めることを規定する。</p> <p>・ 13 社会生活及び社会参加における対応において、安心して働ける就労環境の整備をするための支援に努めることを規定する。</p>
<p>・職場では、入社試験や面接前に人事担当者に、当事者が男女としてではなく、人として、または、個人として面接試験に挑めるように研修・トレーニングを県として指導・実施していただきたい。 (第1回文書)</p>	<p>・ 14 事業者等への支援を行う。 優良団体（事例）を顕彰できることについても規定する。</p>
<p>・制服、トイレの配慮に加え、入社試験での面接を平等に受けられるよう指導・ チェックポイントに○が多いと、優良企業ある等の施策を実施していただきたい。 (第1回文書)</p>	

(5) - 5 パートナーシップ制度について

意見概要	対応方向
<p>・具体的な先行事例など基に議論が必要である。 (第1回当日)</p>	<p>・条例への位置づけについて検討、論点とする。 (13 社会生活及び社会参加における対応)</p>
<p>・導入済みの他自治体との連携についても視野に入れるとよい。 (第1回当日)</p>	<p>・今後の取組検討の課題 (導入の場合)</p>
<p>・県内当事者アンケート結果「家族」として取り扱われない(利益の享受ができない)への対応 →異性婚、事実婚と同等に利益が享受できるように(戸籍上)同性カップルを取り扱うこと(パートナーシップ制度導入を含む)を県、事業者の責務とする。(既存のさまざまな規定を拡充する) (第1回文書)</p>	<p>・13 社会生活及び社会参加における対応において、困難の解消を図る施策を実施する。 ・今後の取組検討の課題 (県取組)</p>
<p>・パートナーシップ制度の「ニーズはどのようなか(中略)どう考えているか」について、これについても「ニーズ基盤」ではなく、「人権基盤」(どういった基本的人権が剥奪されてきたのかという視点)で議論していく必要があると考えている。「ニーズ基盤」で議論することの危うさは、そのエビデンスとして「数(量)」に関心が注がれてしまう点にある。様々な調査には限界がつきものであり、そうでなくとも、「マイノリティ」の人権課題に取り組む上で「数」や「量」を中心に必要性が判断されるようなことがあってはならない、という共通認識をもつことが大事だと考える。 (第1回文書)</p>	<p>・13 社会生活及び社会参加における対応において、困難の解消を図る施策を実施する。 ・内容検討にあたって留意</p>

<p>・議論がまだ十分ではない。一部の当事者、活動家の意見を基本として進めている。要綱方式は、議会制民主主義、二元代表制の軽視??「徹底的に学び、その後に議論することが大事」。(岐阜県飛騨市長→延期) (第1回文書)</p>	
<p>・パートナーシップ制度がある市町間での引っ越しが、スムーズに行われる。また、制度導入によって、今まで、制度がないことが、原因で、自分らしく生活できなかった方が、行政に認められることによって自己肯定感が高まることによって、自分らしく働くことができ、税金や年金の徴収の効果が見込める。 (第1回文書)</p>	<p>・条例への位置づけについて検討、論点とする。 (13 社会生活及び社会参加における対応)</p>

パートナーシップ制度は、実際に運営するのは市町村単位だから、「都道府県単位」ではなく、「市町村単位」で多くの自治体を取り入れて、「都道府県単位」で取り入れてるのは非常に少ない。でも、市町村単位が増えていくことはそれはそれで良いことだが、それだと三重県内だと最近いなべ市が増えて、いなべ市と伊賀市だけで、三重県全体に広がるまでにまだまだ時間がかかりそう。

県と市町村の意見が合わずに色々難しい点があるかもしれないけど、海外では「国として」認めている。G7のうち国として認めてないのは日本だけ。

せめて、県として方向性を示すことで、二の足を踏んでる市町村にも広げていけるのではないかな。

私たちが理解を広げる活動をしてきたが、理解を広げるだけではスピードという点では遅い。制度を作れるなら、作っていった方が理解も一気に広げられる。

(第1回文書)

・条例への位置づけについて検討、論点とする。

(13 社会生活及び社会参加における対応)

<p>平成28年6月30日に三重県議会より提出された「性的少数者に対する差別の解消と共生社会を実現するための法整備を求める意見書」の中では、「同性の二者が生活を共にする場合において差別的な取り扱いを受けないための万全の措置を講ずる」事を強く要望しているが、三重県におけるパートナーシップ証明書発行においても同様の理念を謳うと共に、千葉市など先行する一部の自治体において、首長が様々な施策を講じる上で、パートナーシップ証明書の発行の趣旨に則り、施策を行わなくてはならないと要綱等で定められているように、県政全般において、その意義が認識されるよう定める事が重要ではないか。</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例への位置づけについて検討、論点とする。 (13 社会生活及び社会参加における対応) ・ 今後の取組検討の課題 (導入の場合)
<p>同性パートナーがいる県職員に対する待遇を、異性の婚姻関係と同様にして欲しい。</p> <p>(第1回文書)</p>	

(5) - 6 その他社会生活上の困難解決など

意見概要	対応方向
<p>県内当事者アンケート結果「トイレ、更衣室等設備が使えない」への対応 →性自認を尊重しなければならないこと (差別禁止)と、性別不問の設備の増設・新設(1カ所に多目的トイレの複数設置、1カ所に個室型更衣室の複数設置など)を県、事業者の責務とする。そのための指導、支援(人的、経済的)を県の責務とする。*多目的トイレ(オストメイト、赤ちゃん対応を含む)</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13 社会生活及び社会参加における対応において、困難の解消を図る施策を実施する。 ・ 今後の取組検討の課題 (県取組)

<p>・県内当事者アンケート結果「家族」として取り扱われない（利益の享受ができない）への対応 【再掲】 →異性婚、事実婚と同等に利益が享受できるように（戸籍上）同性カップルを取り扱うこと（パートナーシップ制度導入を含む）を県、事業者の責務とする。（既存のさまざまな規定を拡充する） （第1回文書）</p>	<p>・ 13 社会生活及び社会参加における対応において、困難の解消を図る施策を実施する。</p> <p>・ 今後の取組検討の課題 （県取組）</p>
<p>・ 県内当事者アンケート結果「性別欄に困る」への対応 →不必要な性別欄や性別での区分けを廃止すること、性自認を尊重したものに変更することを県、事業者の責務とする。 （第1回文書）</p>	<p>・ 13 社会生活及び社会参加における対応において、困難の解消を図る施策を実施する。</p>
<p>・ 県内当事者アンケート結果「自分の性別の服が着られない（髪型含む）」への対応 →服装（髪型含む）の自由選択制または完全自由化することを県、事業者の責務とする。 （第1回文書）</p>	<p>・ 今後の取組検討の課題 （県取組）</p>
<p>・ 県内当事者アンケート結果「医療支援を受けられない」への対応 →医療資源（人的、物的）の増加、医療者育成の機会の創設を県、事業者の責務とする。また、差別をしないことを積極的に表示することを県、事業者の責務とする。 （第1回文書）</p>	
<p>・ 取り組むならば、トランスジェンダーに対する事項。 （第1回文書）</p>	

(6) その他

意見概要	対応方向
<ul style="list-style-type: none"> ・小さなコミュニティでは同調圧力が働きやすいが、それをいい面に働かすことを考えるといい。 <p>(第1回当日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容検討にあたって留意する。
<p>県内に医療相談ができる窓口が望まれる。医療などの情報の重要性</p> <p>(第1回当日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の取組検討の課題 (医療情報の重要性)
<ul style="list-style-type: none"> ・当事者以外の声など多くの意見を聴くことも重要 <p>(第1回当日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各方面への聴取やパブリックコメントの広報など、広く意見をお聴きするよう努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・現状認識の再確認が必要。 ・県職員が、県民の模範として実践することが大事。(何をどのくらいするか?) <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容検討にあたって留意する。 ・10啓発及び広報では、県は職員への啓発を義務とする。 ・今後の取組検討の課題 (県職員対応)
<ul style="list-style-type: none"> ・「いなか」という地域の特徴をどのように考えるか(条例にどのように反映させるか)が課題 <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容検討にあたって留意する。
<p>LGBT当事者であり、支援事業に関心のある職員がいる場合は、配置などに関して考慮をして欲しい。</p> <p>(第1回文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の取組検討の課題 (県職員対応)

○性の多様性に関する条例の項目比較表

条例の規定	大阪府	東京都	総社市	いなべ市
条例名	大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例	総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例	いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例
前文	○	○		
目的・趣旨	○	○	○	○
定義	○		○	○
基本理念	○		○	○
性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止/権利侵害の禁止		○	○	○
当該自治体の責務	○	○	○	○
住民の責務	○	○	○	○
事業者の責務	○	○	○	○
教育（に携わる者）の責務			○	○
理解の増進に関する施策/施策の実施	○	※2	○	○
広報啓発活動	※1	※2	○	○
相談及び苦情の申出	※1	※2	○	○
パートナーシップの宣誓等	※1		○	○
委任			○	○
附則	○	○	○	○

※1 大阪府は、条例の理解増進施策の中で、教育、啓発、相談、事務事業での配慮を規定。
パートナーシップ制度は条例ではなく、要綱で実施。

※2 東京都は都の責務の中で、都の取組を規定し、基本計画を定める。
基本計画において、相談・支援体制の充実、啓発・教育の推進、職員理解の推進、
庁内外の取組の推進を位置づけ

(裏面つづく)

○男女平等及び性の多様性に関する条例の項目比較表

条例の規定 ※男女推進会議・苦情処理委員の所掌、 組織・定数、任期の条項は除く	渋谷区	茨城県	豊島区	港区	国立市	文京区	多摩市	三重県 男女
前文	○	○	○	○	○	○	○	○
目的	○	○	○	○	○	○	○	○
定義/用語の意味	○	○	○	○	○	○	○	○
基本理念/基本目標(三重男女)		○	○	○	○	○	○	○
男女の人権の尊重	○							
性的少数者の人権の尊重	○							
当該自治体の責務(公共団体等の責務)	○	○	○	○	○	○	○	○
住民の責務	○	○	○	○	○	○	○	○
事業者の責務	○	○	○	○	○	○	○	○
教育関係者の責務					○			
市町に対する支援/県と市町との協働		○						○
権利侵害(差別的取扱い等)の禁止	○	○※1	○	○	○	○	○	
公衆に表示する情報についての留意			※2	○	※2	※2	○	
基本的施策	○		○	○				
基本計画・行動計画		○	○	○	○	○	○	○
男女共同参画推進月間		○						
広報啓発活動		○			○	○	○	
調査研究		○			○		○	○
男女共同参画の状況等の公表/年次報告		○	○	○	※3	※3	○	○
情報提供等(情報提供、啓発及び相談体制整備)		○						
相談及び苦情の申出/対応(処理)	○	○	○	○	○	○	○	※4
パートナーシップの宣誓等/証明	○		○	○				
雇用の分野における男女共同参画の推進			○	○				
県の積極的改善措置		○			○			
住民、事業者及びその他の団体に対する支援 /積極的改善措置への協力		○					○	○
家庭生活と社会活動の調和/家庭生活と仕事・地域 活動への参画					○	○	○	
女性のエンパワーメント					○			
活動及び教育における支援/教育に対する支援/教育 学習		○			○	○	○	
性と生殖に関わる権利と健康							○	
防災施策における推進/災害対応における配慮など					○	○	○	
拠点施設/拠点機能の確保	○		○	○	○	○	○	
推進体制							○	
顕彰	○							
財政上の措置								○
推進会議/審議会	○	※5	○	○	○	○	○	○
苦情処理委員			○	○			○	
他の当該自治体条例との関係	○							
委任	○		○	○	○	○	○	○
附則	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 総則中ではなく、後半で別章として規定。

※2 権利侵害の禁止の規定に盛り込まれている

※3 基本計画(行動計画)の規定に盛り込まれている

※4 三重県は、基本計画で相談及び苦情に対応するための必要な事項について定めることとしている。

※5 茨城県は基本計画の中で審議会について規定